

仕様書

1 業務名称

令和8年度女性活躍推進情報発信事業業務委託

2 事業の趣旨

大阪市においては、男女共同参画推進条例の理念及び同計画に基づき、社会のあらゆる分野での女性活躍の推進に向けて、企業等に対しては、女性にとって働きやすい職場環境の整備の促進に向けた啓発・支援を、女性に対しては、就労促進に向けた働く意義や、地域における活躍に向けた相談・啓発事業を、また、性別を問わず、ワーク・ライフ・バランス等に関する啓発事業を実施している。

これまで、本市が取り組む女性活躍事業や女性活躍ロールモデルの情報発信により、当事者である女性の行動変容に寄与するべく、女性に訴求するウェブサイトを運用し、一定の効果を発揮してきた。今後、女性活躍をさらに推進していくために必要とされる「家事、育児、介護等に配慮があり、ハラスメントがない職場環境整備の促進」や、「仕事だけでなく生活も充実した豊かな生活を送るためのワーク・ライフ・バランスの向上」は、女性だけでなく男性にとっても有益であり、性別を超えて推進されるべき取組であることから、今後は性別を問わず、本取組について訴求できるウェブサイトへシフトする必要がある。

そのため、トップページを中心に、閲覧性・視認性の向上、対象層の拡大、訴求力の強化を目的としたリニューアルを進めるとともに、ICT技術を用いた情報発信ツール（ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）など）のそれぞれが持つ特性を活かしつつ、より多くの大阪市民に対し、確実に情報を届け、市民啓発の促進や、相談窓口・イベントへの集客を図る必要がある。

以上を踏まえ、本事業においては、定性的には、適時・的確に情報発信を行うとともに、定量的には、各情報発信ツールのユーザー数の拡大を図っていくこととする。

3 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 業務内容

（1）ウェブサイト・SNS等の運営

ア 受注者（以下、特に断りのない限り省略する）は、本市が指定するウェブサイト、Facebook、X、YouTube、Instagram、LINE 公式アカウントの各情報発信ツールを運営し、保守管理すること。

なお、本市が指定していない情報発信ツールを活用する場合には、発注者と十分協議の上、運営、保守管理すること。

【参考】

ウェブサイト：<https://osakaladygo.info/>（※WordPressを使用）

Facebook：<https://www.facebook.com/osakaladygo/>

X：https://x.com/osakawoman_tw

YouTube：<https://www.youtube.com/channel/UCq5uZI7FJs2KLLRBTDICZAg>

Instagram : https://www.instagram.com/osaka_woman/

LINE 公式アカウント : @qfw3172h

- イ 運営にあたって必要となるサーバー、パソコン等の関連機器は受注者が用意すること。
ウ 常時安定した情報の発信・更新が可能な環境を維持するため、保守管理・情報管理体制を構築して、サーバー、パソコン等関連機器の十分な保守管理を行うこと。

(2) ウェブサイトでのコンテンツ発信

ア 本市が指定するコンテンツ

- ・ 発注者が発信を指示するコンテンツを新規に作成の上、ウェブサイト (<https://osakaladygo.info/>) で発信すること。また、ウェブサイトで発信済のコンテンツのうち、発注者が修正を指示するコンテンツを修正すること。
- ・ コンテンツは、テキスト（文章）をはじめ、これに挿入する写真、図表（イラストを含む）などから構成されるものとする。
- ・ コンテンツの作成にあたっては、発注者から提供する参考資料（紙やデータによる情報を想定）を基に、必要に応じてこれを加工したり、パーツを新規作成して行うこと。
- ・ 作成にあたっては、発注者と協議の上、タイムリーな情報発信に努めること。
- ・ 作成したコンテンツについては、Facebook、X、YouTube、Instagram、LINE 公式アカウントを活用して発信すること。

イ 受注者の創意工夫によるコンテンツ

- ・ 発注者が発信を指示するコンテンツ以外に、受注者の持つ発信ノウハウ（情報収集・取材・撮影（写真・動画）、デザイン等）を最大限活かし、新規コンテンツを作成し、これをウェブサイトで発信すること。（年間 12 回以上）また、ウェブサイト閲覧数の増加に貢献するよう工夫を凝らすこと。
- ・ 作成にあたっては、ターゲット（女性・男性の別、個人・企業の別、学生・社会人・主婦の別など）を絞った発信性、テーマ性、あるいは連続性等を持たせるなど、効果的な発信を企図すること。
- ・ 前年度までに発信済の既存コンテンツも十分に検証し、既存のコンテンツにはない独自性を持ったコンテンツを含めるとともに、ターゲットやウェブサイトのカテゴリについて全体的にバランスがとれたラインナップとなるよう留意すること。
- ・ 発信内容や発信時期に偏りが生じないよう、年度当初に年間計画（発信内容と発信時期）を策定し、発注者と十分協議の上、これを実施すること。
- ・ コンテンツの内容については、本市が取り組む女性活躍推進施策の趣旨や課題を十分に踏まえ、発注者と協議を行った上で作成するものとし、その作成にあたっては、女性の活躍推進に関する状況や課題を熟知する者が監修を行う体制を構築する等により、クオリティを十分に確保すること。
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進、女性のキャリアアップや健康問題、男性の家庭参画など、女性・男性双方の活躍の進展に力点を置いたコンテンツを作成すること。
- ・ ロールモデル情報の収集にあたっては、モデル自身も責任を持って市民に伝えていくというモチベーションの向上につながるよう、原則として取材対象者（ロールモデル等）に対して謝金を支払い、効果的な情報の発信につなげること。

【参考：コンテンツ作成 ((2) ア及びイ) の年間実績】

令和5年度：67件、令和6年度：81、令和7年度：33件※

※令和7年9月30日時点の数値

(3) SNS等による情報発信

- 効果的な発信を行うため、前記4（2）においてウェブサイトで発信するために作成したコンテンツについては、必要に応じて加工する等により、Facebook、X、YouTube、Instagram、LINE公式アカウント等、それぞれのツールの特性を十分に活かしながら、適時に発信すること。
- 各情報発信ツールについては、一つのツールに偏ることなく全体的にバランスがとれたラインナップとなるよう留意すること。
- その他、SNSの特長である機動性・迅速性を活かし、ウェブコンテンツの作成・発信に関わらず、緊急的もしくは特命的な告知を必要とする場合が想定される。その際には、発注者と協議の上、可能な限り円滑に対応するものとする。
- コンテンツの内容に応じて、ユーザー数（アクセス数、リーチ数、フォロワー数等）の拡大につながる効果的なプッシュ型情報発信を実施すること。
- Instagramについてはフォロワー数も一定の意義を持つため、ハッシュタグ等を効果的に用いてユーザー閲覧数の増加に結び付けるなど、活用方法を工夫すること。
- なお、各情報発信ツールのユーザーにとって、本市アカウントに新規登録や登録を継続することが有益と思われるような発信頻度、情報内容やクオリティをもって行うものとする。
- 本事業の対象となるウェブサイト、Facebook、X、YouTube、Instagram、LINE公式アカウント「以外」の情報発信ツールを活用する場合には、発注者と十分協議の上、上記仕様に準じて実施すること。

(4) トップページ刷新とレイアウトの改善

- 現行の色彩等女性に訴求する画面構成から、性別を問わず訴求できるような画面構成とし、より効果的なビジュアルに刷新すること。
- 利用者がトップページから目的のページやサービスにたどり着くまでのクリックや移動の流れなど利用者導線を効果的なものに整理し、新着・注目記事枠を設置すること。
- ユーザーが求める情報にスムーズにアクセスできるように、適宜、コンテンツの検索機能やレイアウトを改善し、有益な情報をより効率的に入手できるようにすること。モバイル端末においても、ユーザーが目的に合ったコンテンツにスムーズにアクセスできるよう考慮すること。
- ユーザーの利便性を高める観点から、アーカイブを作成し、過去に作成したコンテンツを保管すること。その際に、既存のカテゴリを適宜追加・変更することも視野に入れるここと。
- 「大阪市ホームページウェブアクセシビリティ方針」に留意すること。
- トップページの刷新時期は年末頃とし、それまでは現行のウェブサイトを運営すること。

(5) 情報構造の再整理

- カテゴリ体系を利用者視点で見直し、目的情報にアクセスしやすくなること。

(6) 企業認証ページの改修

- ・ 「企業向け」「求職者向け」「取組紹介」などの視点別再配置を実施すること。
- ・ 市長表彰企業など注目度の高い企業の記事を PR 強化すること。
- ・ 人気記事・おすすめ記事表示機能を導入し、閲覧数や注目度に応じて表示すること。

(7) サイト名称変更への対応

- ・ 旧 URL からのリダイレクトを設定すること
- ・ 表示文言・画像の置き換え等に対応すること
- ・ 当事業の趣旨を踏まえた効果的なサイト名の提案など、名称変更がスムーズに進むよう対応すること。

(8) 広報・周知

- ・ 本事業のウェブサイトや SNS の有用性を、広く市民や事業の対象者に訴求し、各情報発信ツールにおけるユーザー（アクセス数、リーチ数、フォロワー数等）の拡大につなげること。
- ・ その具体的な手法については、受注者の持つ専門性やノウハウによるものとし、本市と十分協議の上で実施すること。

(9) 留意事項

- ・ 本委託事業の遂行にあたっては、以下に留意すること。
- ・ 編集やコンテンツ発信等の作業を統括でき、全体の構成やコンテンツをチェックできる責任者を置くこと。
- ・ 情報発信の際には、誤発信等の事故のないよう対策を講じること。また、万が一の場合に備え、緊急対応が実施できる体制を構築するとともに、緊急対応体制について、年度当初に本市に報告すること。
- ・ 国等の方針や社会情勢等によっては、時宜に適った情報発信が求められることから、発注者との協議の上、可能な限りこれに応じること。

5 事業効果の報告、分析など

- ・ 情報発信ツールごとに、次の各数値について測定の上、発注者に対して毎月報告すること。
- ・ また、当該数値の増減等、その推移については、四半期ごとに分析を行い、発注者に対して報告するとともに、各数値が減少している場合は、増加に転じるよう対策を講じること。
- ・ なお、分析結果に基づき、課題があれば発注者と協議の上、その改善策を講じること。

【測定する数値】

ウェブサイト：ページビュー数（GoogleGA4）、セッション数、平均滞在時間、直帰率、流入経路、検索エンジン別流入数、スマートフォン比率

Facebook : リーチ数

X : フォロワー数

YouTube : 動画再生回数（チャンネルで公開しているすべての動画）

Instagram : フォロワー数

LINE 公式アカウント：友だち登録数

6 事業報告書の作成について

業務内容及び成果を事業報告書としてとりまとめ、事業終了後速やかに文書及び電子ファイルで提出すること。

- ・ 事業報告書（紙媒体） 1部
- ・ 事業報告書（電子ファイル） 1部（※CD-ROM に格納すること。）

7 成果指標及び目標数値の設定について

（1）その1

ア 各情報発信ツールの実績は（別表）のとおりであり、本市の令和8年度の目標はホームページのビュー数（GoogleGA4）において、概ね80,000件を目指している。これを踏まえ、ホームページのビュー数（GoogleGA4）の目標数値を設定すること。

イ 「ア」で設定する目標以外にも、各情報発信ツールの状況と成果を測ることができるような指標と目標がある場合は、その指標と目標を提案し、設定すること。

（別表）

	ページ ビュー数	Facebook リーチ数	X フォロワー数	YouTube 再生回数	Instagram フォロワー数	LINE 公式 アカウント 友だち数
令和2年度	84,983	11,952	246	3,313	741	290
令和3年度	107,392	49,959	290	14,211	765	329
令和4年度	107,931	18,259	338	40,015	920	413
令和5年度	90,060	4,741	378	7,541	1,089	440
令和6年度	98,965	11,860	400	12,847	1,219	412
令和7年度 (見込み)	95,000	—	—	10,000	1,372	—

※ 令和3年度までのページビュー数は、Google社によるGoogle Analyticsにより計測

※ 令和3年度のページビュー数をGoogle社によるGA4の計測に換算した場合：111,218件

※ 令和4年度以降のページビュー数は、Google社によるGA4により計測

※ ページビュー数、Facebookリーチ数、YouTube再生回数は、各年度の4月1日から3月31日までの数値

※ Xフォロワー数、Instagramフォロワー数、LINE公式アカウント友だち数は各年度末時点の数値

※ LINE公式アカウント友だち数については、友だち登録数からブロック数を除いた数値

※ 令和7年度（見込み）の数値は実績値の推移から年度末に見込まれる数値を算出したもの

（2）その2

「4 業務内容（2）ウェブサイトでのコンテンツ発信 イ 受注者の創意工夫によるコンテンツ」については、必ず成果指標として設定し、目標数値は年間「12本」以上の数値を設定すること。

コンテンツについては、ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめ、女性のキャリアアップや健康問題、男性の家庭参画など、男女双方に資する記事をバランスよく含むことを求める。

8 経費について

契約金額のうち 5 %については、「7 成果指標及び目標数値の設定について (1) その 1 及び (2) その 2」で設定する成果指標及び成果目標数値の達成状況に応じて支払うこととし、達成できなかつた場合には、契約金額を減額することとする。この場合の支払額への反映については、「成果の達成度に応じた委託料の支払い等に関する特記事項」のとおりとする。

なお、(1) の達成状況は令和 9 年 3 月 16 日（火）までの数値で判定する。

9 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施し、発注者へ実施報告書（別紙）を提出すること。

10 再委託について

(1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、(1) 及び (2) に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、(3) に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であつてはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

11 その他

(1) 業務遂行にあたっては、発注者と十分に協議して実施すること。

- (2) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。
- (3) 当業務の実施にあたって必要な経費は、すべて受注者が負担すること。
- (4) 本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合は速やかに発注者に報告し、十分協議すること。
- (5) 受注者は業務完了後、発注者でも他の事業者でも簡便に各情報媒体の運営業務を継続することができるよう、運用マニュアルを作成し、引継を行うこと。サーバー移転が生じる場合等のデータ移行作業については受注者が行うものとする。移行内容については、発注者が指示する。
- (6) 受注者においては、行政の業務の一端を担っており、人権尊重の社会づくりに向けて積極的に取り組むことが要請されることから、本事業の従事者に対し、本事業に関する研修に併せ、人権問題研修を実施すること。

12 担当

大阪市市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所4階北側
TEL: 06-6208-7655 FAX: 06-6202-7073

特記仕様書

1 情報サイトの作成における基本規定

(1) 基本要件（外部サーバーを利用する場合）

- ・ サイト作成にあたり「大阪市ホームページウェブアクセシビリティ方針」
(https://www.city.osaka.lg.jp/main/site_policy/0000000143.html) に定める事項に準拠したものとすること。
- ・ 公開するコンテンツはインターネットを介して可能な限り多くのブラウザで閲覧可能であること。
- ・ クライアントパソコンへの特殊なソフトウェアのインストールを行うことなく閲覧できること。
- ・ 公開するコンテンツについては、一般的な検索エンジンにおける検索結果ページの表示順位の上位に表示されるように配慮すること。
- ・ 発注者に提供する機能については、Microsoft Edge 以降を使用すること。
- ・ 本システムにより提供するウェブサイトのドメインについては、発注者で指定するものとすること。

(2) セキュリティ要件

本システムへの不正な侵入、本システムの停止や障害の発生を予防し、また障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、万全のセキュリティ対策を講じること。

(3) ユーザー認証

発注者が使用する機能については、管理者専用画面でアカウント及びパスワードによる認証を行うこととし、パスワードは発注者で変更できる機能を有すること。

(4) 通信の暗号化

発注者が使用する機能へのアクセスは、SSL による暗号化通信を行うこと。

(5) バックアップと復元

システム及び登録内容のフルバックアップは月 1 回以上とし、その他の具体的な項目別の回数については業務提案の内容により決定する。なお、バックアップデータは過去 3 ヶ月間分を保管すること。障害が発生した場合に最新の状態に復元できるようにすること。

(6) アクセス件数取得機能

- ・ アクセス件数の集計、分析を行う機能を備えること。
- ・ アクセス件数データは、発注者において汎用ソフト（エクセル等）のファイル形式で、保管できるようにすること。なお、保管期間は 1 年間とすること。

(7) アクセスログ取得機能

閲覧者からコメントを書き込めるコンテンツを作成する場合もしくはサイバー攻撃を受けることを想定した場合、書き込み内容やアクセス方法が適正なものか、事故調査を目的に確認を要することがあるため、最低 6 ヶ月以上は必要なアクセスログを取得すること。

(8) サーバーセキュリティ

本システムで利用する OS、アプリケーション、ネットワーク機器などのセキュリティホールやバグに対処するとともに、適切な設定変更を行うこと。

2 独自提案

本仕様に定めのない内容であっても、本ウェブサイトの設置目的に適うと思われる機能、方法等がある場合は、積極的に独自提案を行うこと。

3 その他

本仕様に定めのない事項については、発注者と受注者において協議の上決定すること。

【参考様式】

**令和 年度 障がいを理由とする差別の解消の推進
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書**

1 事業者名等

事業者名	
担当者名	
連絡先	

2 研修内容

月　日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)

公益通報等にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市市民局総務部総務担当（総務グループ）（連絡先：06-6208-7311）へ報告しなければならない。

- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市市民局総務部総務担当（総務グループ）（連絡先：06-6208-7311）へ報告しなければならない。
- 3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市市民局総務部総務担当（総務グループ）（連絡先：06-6208-7311）に報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること